

ふるさと雇用再生特別対策事業を受託している事業主の皆様へ

事業実施において雇用した労働者を、引き続き正規労働者として雇用した場合、一時金が支給されます。

青森県又は県内市町村が行うふるさと雇用再生特別対策事業を受託している事業主が、受託事業実施にあたり新たに雇い入れた労働者を、引き続き正規労働者として雇い入れた場合、一人当たり30万円の一時金を支給します。

1 申請及び支給の対象

一時金の支給ができるのは、次のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 県又は市町村のふるさと雇用再生特別対策事業の委託事業を実施する事業主又は再委託を受けた事業主
- (2) 委託事業の実施にあたり、新たに雇い入れた者を委託事業の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、当該事業所において正規労働者として位置付けた者（以下「対象労働者」という。）を委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主
- (3) 対象労働者を支給申請日時点において雇用している事業主

2 支給額

対象労働者1人につき30万円

3 申請書提出

正規労働者として雇い入れた年度の終了後、事業主からの申請が必要です。

- (1) 申請書提出先
県の委託事業は、商工労働部労政・能力開発課
市町村の委託事業は、当該市町村
- (2) 提出時期及び期間
平成22年4月1日～平成23年2月28日

※その他詳細（申請書類、申請後の手続き）については、県の商工労働部労政・能力開発課又は委託を受けた当該市町村に御確認ください。

《問い合わせ先一覧》

1 県から委託事業を受託した事業主の方

お問い合わせ課	電話番号
商工労働部労政・能力開発課	017-734-9401 (直通)

2 市町村から委託事業を受託した事業主の方

市町村名	お問い合わせ課	電話番号(代表)
青森市	雇用創出・企業立地課	017-734-1111
弘前市	商工労政課	0172-35-1111
八戸市	雇用支援対策課	0178-43-2111
黒石市	商工観光課	0172-52-2111
五所川原市	商工観光課	0173-35-2111
十和田市	商工労政課	0176-23-5111
三沢市	産業政策課	0176-53-5111
むつ市	商工観光課	0175-22-1111
つがる市	地域振興対策室	0173-42-2111
平川市	商工観光課	0172-44-1111
平内町	産業振興課	017-755-2118
今別町	町民福祉課	0174-35-2001
蓬田村	住民生活課	0174-27-2111
外ヶ浜町	政策推進課	0174-31-1111
鱒ヶ沢町	産業振興課	0173-72-2111
深浦町	企画財政課	0173-74-2111
西目屋村	総務課	0172-85-2111
藤崎町	企画課	0172-75-3111
大鰐町	企画観光課	0172-48-2111
田舎館村	産業課	0172-58-2111
板柳町	企画財政課	0172-73-2111
鶴田町	産業観光課	0173-22-2111
中泊町	総務課	0173-57-2111
野辺地町	産業観光振興課	0175-64-2111
七戸町	企画財政課	0176-68-2111
六戸町	産業課	0176-55-3111
横浜町	産業建設課	0175-78-2111
東北町	商工観光課	0176-56-3111
六ヶ所村	商工観光課	0175-72-2111
おいらせ町	商工観光課	0178-56-2111
大間町	住民福祉課	0175-37-2111
東通村	農林水産課	0175-27-2111
風間浦村	産業建設課	0175-35-2111
佐井村	産業建設課	0175-38-2111
三戸町	総務課	0179-20-1111
五戸町	企画振興課	0178-62-2111
田子町	町民課	0179-32-3111
南部町	商工観光課	0178-76-2111
階上町	町民課	0178-88-2111
新郷村	産業建設課	0178-78-2111